

吉田城山調査報告書



平成7年3月

富士吉田市教育委員会

吉田城山調査報告書

平成7年3月

富士吉田市教育委員会

発刊にあたって

城跡はかけがえのない文化財であり埋蔵文化財包蔵地の一つとして文化財保護法により保護されています。文化財は、私たちの遠い祖先の汗と英知と創造力によって築き上げ守り伝えてきた文化遺産であると同時に、現代社会の生活基盤からも切り離すことの出来ない国民共通の貴重な財産であります。このような先人の文化活動の所産である文化財を通して、私たちは郷土の歴史を知り、先人の活力に触れ、ひいては新しい地域文化創造への意欲を高めることにもなると思います。

高度経済成長による物質的豊かさから、近年心の豊かさを求める、物と心の調和のとれた生活への志向が高まっております。このような中で、市では地方の時代にふさわしい地域づくりをめざす「富士山とともに歩む国際文化交流都市」を目指しているところですが、これらを進める上でも地域の伝統と特色を示す文化財の持つ役割は極めて重要であります。

本調査の実施に当たり、土地所有者であります堀内茂氏をはじめとする多くの皆様の深い御理解と多大な御協力により実現できましたことに対し、心から敬意と感謝の意を表する次第です。

今回の調査によって、堅堀や城館跡を見られる周囲に土界などが発見されたことにより、戦国時代の富士北麓地方の諸相が記録された文献「妙法寺記」等、同時代の歴史資料での記述が現実の遺跡と結び付いたことが明らかになりました。しかも全山に城としての造構が残っているところに歴史的価値が高く評価される極めて貴重な遺跡であるといえます。本市の特徴ある景観であり「吉田城山」は郷土を理解し、歴史文化を継承するための生きた拠点として将来に渡り活用されることが望されます。

本報告書が市民の皆様の埋蔵文化財（城跡）に対する理解の一助となり、郷土を見直す有用な資料として活用されることを願ってやみません。末筆ながら、発刊にあたりまして多年にわたり御理解、御協力と御尽力を賜りました地権者各位並びに関係者各位の方々に重ねて心から厚くお礼を申し上げまして挨拶と致します。

平成7年3月

富士吉田市長 渡辺皓彦

序

昨今の新聞紙上において、「開発か文化財保護か」という記事が多く見受けられます。

高度経済成長に支えられて、全国各地に開発の嵐が吹き荒れ、それに伴って消えて行った貴重な歴史・文化遺産も少なくはないと考えられます。

本市においても開発は例外ではなく、最近の数年間における開発には口を見張るものがありますし、とりわけ市街地周辺の宅地化の波には驚かされるものがあります。

この様な状況のなかにあって、吉田城山においても開発が進む状況であり、このまま放置しておくことは、よりもなおさず本市の貴重な歴史・文化遺産の消滅を意味していることから、吉田城山の遺跡を把握し、今後の取り組みに資すること目的に、昭和63年度から4年がかりで国庫補助事業として、遺跡の範囲確認を行うための詳細分布調査、および遺跡の性格・特徴をつかむための試掘調査を実施し、遺跡の解明に取り組んできました。

このたび、これら調査のまとめとして、この報告書が戦乱の時代であった戦国時代の山城の調査、研究に役立てていただければ幸いであるとともに、本市民にとって再度ふるさとを顧みる機会となり貴重な史跡として、開発と調和を図りながら保存し活用できますれば、このうえない喜びであります。

末筆になりましたが、この調査を行うにあたり、御理解・御協力をいただきました地権者各位、関係者各位及び遺跡調査にあたっては骨身をけずっての御努力に対し、心より厚くお礼を中心しあげます。

平成7年3月

富士吉田市教育委員会教育長 小林 昭三

例　　言

- 本書は山梨県富士吉田市上吉田・新屋に所在する、「吉田城山」の調査報告書である。
- 調査は昭和63年度から平成3年度までの4年次にわたり、国・県の補助金を受けて詳細分布調査を主として行い、一部発掘（試掘）調査も併せて実施した。
- 事業主体は富士吉田市であり、富士吉田市教育委員会が調査を実施した。調査に係る関係者（団体）は以下のとおりである。

事業主体　富士吉田市（市長 渡辺皓彦）

調査主体　富士吉田市教育委員会（教育長 小林昭三）

調査担当　堀内　真（富士吉田市教育委員会）

調査参加者　昭和63年度

小林安典	柏木謙之助	濱川伸一	白井和彦	小俣郁雄
------	-------	------	------	------

平成元年度

川手正裕	長野朋水	堀越隆浩	松井基幸	今　陽子
------	------	------	------	------

早川初美	北島洋史	吉田美徳	栗原勝彦	島　弘子
------	------	------	------	------

武井敦子	西林千枝	渡辺敦子	橋本美香	
------	------	------	------	--

平成2年度

阿部芳郎	中村哲也	小林　努	田中　純	田中貴美子
------	------	------	------	-------

横田和美	須賀博子	杉山由夏	田嶋慎治	前川容子
------	------	------	------	------

平成3年度

宮沢　勇	渡辺恵美子	松井基幸	安松ゆかり	北島洋史
------	-------	------	-------	------

矢田真司	中尾政弘	折原尚子	伊藤　孝	井上京子
------	------	------	------	------

- 発掘調査は　昭和63年3月13日から24日の間の10日間

平成元年9月25日から30日の間の6日間

平成2年9月3日から7日の間の5日間

平成3年11月25日から30日の間の5日間を行い、報告書作成は平成4年4月から開始した。

- 本書の執筆は末木　健・堀内　真・八巻與志夫・堀内亨が行い、編集は市教育委員会で行った。なお、第2章第5節はテラ・インフォメーションの報告書から抜粋した。

- 発掘調査から報告書作成まで、山梨県埋蔵文化財センターの末木　健氏（当時）、八巻與志夫氏から指導・助言をいただいた。記して謝意を表するものである。

- 調査によって得られた図面・写真・ネガは一括して教育委員会で保管している。今後の研究資料として活用していただければ、幸いである。

目 次

第1章 調査経過	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査の方法	1
第3節 調査の経過	2
第2章 調査概要	3
第1節 地理的環境	3
第2節 歴史的環境	3
第3節 測量調査の方法	6
第4節 試掘調査（各トレンチの調査概要）	8
第5節 地中レーダー調査	28
第6節 文獻にあらわれる吉田城山	33
第7節 吉田城山と小倉山の関係について	36
第3章 総 括	41
城山の活用	41
付 編 1 吉田城山地籍図	45
2 吉田城山地番・地目一覧	47

第1章 調査経過

第1節 調査の目的

昭和57年に、富士北麓の住民の悲願であった、中央自動車道河口湖インターと東名高速道路御殿場インターを結ぶ、東富士五湖道路の建設が事業認可された。この工事は昭和59年には早くも着工し、平成元年3月には完成した。東富士五湖道路は富士山からの雪害による被害を避けるためや、交差する一般道路との立体化、ドライバーに富士山麓の景観を堪能してもらうためなどを目的として、土盛工法により建設計画が進められた。

このような盛り土の需要や、道路建設による地域の利便化による宅地開発事業の活性化に伴って目されたのが、市内の東部市街地に接して、南北に横たわっている「吉田城山」であった。「城山」は、古くより国道138号の北側で土採取が行われ、今日、10m以上垂直に切り立った陥没感のある地肌を見せているが、近年の開発の進展に伴って、今度は北側端部の採取がはじまつた。更に、山林の売買は進み、このままでは土採取によって「城山」が消失してしまう可能性が生まれてきた。

折しも、このような状況を察知した山梨県考古学協会埋蔵文化財保存対策特別委員会から、昭和59年6月に、その保存について市長宛要望が出され、また、新聞報道などからも市民の高い関心が寄せられることとなった。

このような状況の中で、市教育委員会では、旧来より注目されている「吉田城山」の、山城としての遺構の保存状態を調べるとともに、現況地形の正確な把握と記録するために、詳細地形測量を実施し、これらの成果を基礎資料として、「城山」の今後の保存・活用方法を検討することとした。

第2節 調査の方法

(1) 測量

城山全体の正確な測量図面（縮尺500分の1、250分の1）を作成するために、測量作業全てを測量会社に委託することとした。なお、測量は年度別に分けて5ヵ年で全体を終了した。測量は地上測量を行ったが、これは地上的わずかな起伏をも詳細に書き取るためである。

(2) 地中レーダー調査

城山はほとんどが民間所有地であり、また急傾斜地や山林であるため、総てに発掘調査のメスが加えられる訳ではなかった。そこで、文化財地中レーダーの専門会社テラ・インフォメーションに委託し、地山・盛り土状態の調査を平成3年度に実施した。

(3) 発掘調査

城跡内部の郭・腰郭・土塁・堀などがあったと想定できる箇所に、任意にトレンチ（遺構確認のための溝）を掘り、そこから検出された遺構や土層の記録作成（図面・写真）を行った。

また、試掘トレンチの設定位置は、委託した測量図面に組み込むこととした。

第3節 調査の経過

調査および整理・報告書作成作業は次のとおり実施された。

(1) 事業経過

年 度	測 量	試 掘 調 査	地中レーダー	整埋・報告書	補 助 金	国	県	市
昭和62	◎				無			◎
昭和63	◎	◎ 3・13～24			有	◎	◎	◎
平成 1	◎	◎ 9・25～30			有	◎	◎	◎
平成 2	◎	◎ 9・3～7			有	◎	◎	◎
平成 3	◎	◎ 11・25～30	◎ 11・19～21		有	◎	◎	◎
平成 4				◎ 整 理	無			◎
平成 5				◎ 報告書執筆	無			◎
平成 6				◎ 報告書印刷	無			◎

国庫補助金・県費補助金は昭和63年度から平成3年度間での4年間交付を受け、総事業費は10,068千円である。

(2) 発掘調査事務手続き

昭和63年度 発掘通知提出日 1年 2月23日

平成1年度 発掘通知提出日 1年 9月19日

平成2年度 発掘通知提出日 2年 8月10日

平成3年度 発掘通知提出日 3年 11月22日

第2章 調査概要

第1節 地理的環境

本遺跡は、山梨県と静岡県にまたがる日本最大の火山である富士山の北麓、標高848mに位置しており、南北に細長い山の尾根を造成した山城である。所在地は山梨県富士吉田市上吉田字城山と同市新屋字城山にまたがる。

富士山はコニード型の火山で、最高地点3,775.6mの山頂を頂点に、火口から流出した溶岩流や火山灰・砂礫によって、広大な裾野が形成されている。特に北麓では、新期溶岩流を丸尾と呼び、青木ヶ原丸尾・剣丸尾・鷹丸尾・雁ノ穴丸尾などが北麓を覆い、富士五湖の湖畔まで達し、剣丸尾の先端は墓地の坂を形成している。富士吉田市街地はこれらの溶岩流や火山砂礫・灰の上に造られており、北側は御坂山地、北東部は道志山地に区切られている。市街地の東側に、独立した小倉山（標高978m）と城山が溶岩流に取り残された状態で存在し、あたかも展望台のような景観を呈する。城山の現存する規模は、南北約600m、東西の最大幅約130m、高さ約34mで、地目は一部宅地や畑ではあるが、ほとんどが杉・檜の山林となっている。

小倉山と城山の間には、国道138号とその旧道（鎌倉往還）が通過している。このため、城山の南側は削平されて往時の面影はなく、住宅や畑などになっている。また、近年の開発の活発化によって、周辺には住宅化の波が押し寄せ、さらには道路網の整備によって、城山を一周するような道路の建設や舗装などが計画されている。

第2節 歴史的環境

原始・古代より噴火を繰り返してきた富士北麓にも、縄文時代早期（約8000年前）には人類の足跡が遺されている。遺跡は御坂山地東麓の上暮地地区の日影遺跡、杓子山西麓と明見地区の古屋敷遺跡、御坂山地南端霜山南麓の新倉にある池之元遺跡などが、市内で最も古い遺跡である。しかもこれらの遺跡は、縄文時代前期・中期・後期へと継続して人々が生活した、住居や祭りの跡が遺され、近年の発掘調査によって掘り出されている。古屋敷遺跡や、富士山内の泉水では、弥生時代の遺物が発見されており、古墳時代の土師器なども天矢場遺跡など4箇所から出土している。このような時代には、富士山の噴火がなかったわけではなく、火山灰に覆われて2m以上も埋没している池之元遺跡のような例もあるように、頻繁に噴火が繰り返され、しかもその中で人々は災害にも負けず、力強く生き抜いて生業活動をしていたことを知ることができる。

奈良・平安時代になると、延暦19年（800）、貞觀6年（864）に富士山の大噴火がおこり、承平7年（937）や長元5年（1032）などにも噴火があったことが『日本記略』・『三代実録』などに記載されているが、この時期の遺跡も市内では10箇所以上発見されており、そこからは土師器・須恵器・灰釉陶器などのほかに鉄器・鎌・ふいご羽口などの他に、皇朝十二銭のひと



吉田城山遠景

つ隆平永宝が出土している。また、城山の東からは平安時代の双鳳瑞花文八稜鏡が発見されるなど、少ない出土遺物からも古代の重要な地域であることが窺える。

平安時代の初めに編さんされた『和名抄』では、当地は都留郡賀美郷に属していたといわれ、また、甲斐と都をつなぐ官道（甲斐路・御坂路）が通過している地域として、注目されている。古代の官道が、北陸のどこを通過していたのかは明らかではないが、現在の国道138号および旧道が通る小倉山と城山の鞍部は、中世以降、鎌倉往還（鎌倉街道）として頻繁に使われていたものと思われる。

古代では原生林の中にあった城山一帯も、鎌倉政府成立の前夜には、源頼朝から甲斐源氏へ、あるいは甲斐源氏から鎌倉に頻繁に伝令が走ったことであろうし、兵馬が移動しやすいうように道の整備がされたことであろう。特に承久3年（1221）の承久の乱の際は、鎌倉幕府は東国武士団に対し5月19日に鎌倉への参集を命じ、同月22日には兵を東海・東山・北陸の三道に分けて京へ出発させた。5万余の東山道軍には甲斐・信濃の武士団が多いことから、これらの武士団は甲斐の鎌倉街道・信濃国東山道へ出て、京に向かったと推定されている。富士山麓の原生林を切り開き、目印となる小倉山・城山の間を通過する、直線的な道路が整備されたのは、このころであろうか。戦国期には明応4年（1495）に北条早雲が乱入して鎌山に陣を張り、文龜元年（1501）にも北条氏が討ち入り「吉田城山・小倉山」に砦を築いた事などが、『妙法寺記』にみえる。後の文献にはあまり記述されていないが、甲斐国領国として攻め込まれる事が少なかったのかもしれない。

なお、富士山は古代より信仰の対象となっており、平安末期から鎌倉期にかけて修驗道と結び付いて富士登拝の風習が起こり、戦国期には道者や先達の組織も勢い古田口から盛んに登拝されるようになった。さらに、近世には富士講の普及とともに、富士信仰・登拝がいっそう盛



第1図 遺跡位置図

んとなり、上吉田は北口本宮富士浅間神社とともに御師の町として隆盛を極めた。（末木）

第3節 測量調査の方法

城山測量を行う上で注意しておかなければならぬことは、実測すべき土星の高さ、堀の深さ、郭の大きさなどの遺構の個性を十分検討して、実測範囲の確定・等高線の幅・郭の表現方法・縮尺等を決めていくことである。さらに現場では、実測する城郭の遺構の特徴や埋もれている遺構をどのように読みとるかを、実際に測量する人に十分説明して共通認識をもつ事も重要である。また、測量調査の重要性や立ち入りや樹木・下草などの伐採について土地所有者に説明して、事前の了解を得ることも大切なことである。ここでは、以上の留意点について、本城ではどのように行ったかを述べる。

1 城の現状

本城の現状を概観すると以下のようになる。

- 1) 城の規模は、東西200m、南北500mと推測されるが、南に延びていた尾根は、国道建設のために幅100mの規模で削平されており形状を知ることはできない。北側も土採取によって一部削平されている。
- 2) 東側は水田となり、西側の中央部には貯水池が築かれていたが近年宅地化している。
- 3) 北西側斜面の山林の一部は土地所有者の同意が得られなかったため、立ち入りができない。
- 4) 山腹に点在する腰郭状の細長い平坦地の幅は2m前後と狭く、その数も多い。
土星と思われる郭を取り巻く土の高まりも1m前後と低い。

2 実測範囲等の決定

1) 縮尺の決定

これらのことから、東西に細長い地形と遺構面積から判断すると図面の枚数が多くならない1000分の1～500分の1程度が適当と考えられたが、個々の遺構の規模が比較的幅が狭いことから郭の詳細な様子が読み取り易い縮尺である250分の1とする。

また、実測作業は5箇年間かけて実施することとした。

2) 実測範囲の決定

城山の東側の山裾は畠が南北に延び、その東側は道路をはさんで水田となっておりその中に数軒の民家が点在する状況である。西側は水田地帯が宅地化しており表面観察では遺構の状況を推測することは不可能の状況である。このことから、等高線を入れることは図面を繁雑にするため東西の山麓部分は土地区画を主体として表現とする。

3) 等高線間隔の決定

城山の比高は東側で40m、平均勾配は35度、西側でも40m、平均勾配35度を測るために、等高線の間隔は1mを基本として必要に応じて補助の等高線を入れることとする。

しかし、実際に補助等高線を書き入れると極めて繁雑な図面となり、その作業量も少なくないため、地形の変化点（斜面の肩）を破線で表現する方法を採用する。

また、等高線を引く為に独立標高点を地形の変化点を中心にして置くこととした。この標高点の設定位が、遺構を正確に図面に表現するための基本作業であるため、現地で測量作業を行う業者と再三協議して、必要に応じて追加の標高点の計測を指示した。

4) 遺構把握と表現方法について

現地での測量作業の中では実際の自然地形と人工地形の判断が共通した認識の中で行なわれる必要があるため、測量を行なう測量士と下図を持って現地で自然地形と遺構の違いを判断する微地形の読み取り方法を説明し、具体的な測量地点の指示、等高線の記入方法の説明も行なう。特に遺構の範囲を示す破線と等高線の記入方法については、墨入れ前の図面を持って現地で測量会社の担当職員と遺構の範囲が指示通り表現されているかを再度打ち合わせすることとする。試掘調査で検出された遺構については、年度によって測量作業が終了した場所であっても図化する。このような作業は、一般地形測量で行なわれる等高線の均等配分を避けるためには、必ず行なわなければならない作業である。山城の現況地形測量は、一般地形測量で求められている内容と異なり、微地形を把握することで埋もれている遺構や、削平された遺構の残存部分の微細なこん跡を読み取ることができる地形図の作成が目的である。そのため、地形の微細な変化は若干強調することが必要で、遺構範囲を示す破線と等高線を描くための独立標高点の位置は重要なとなる。このようにして、作成された図面から等高線の微細な変化を読み取り、全体の郭配置を推測する。更に必要に応じて試掘箇所の決定や試掘によって確認された遺構を記入した図面を作成することで、より正確な繩張り図面を作成する基本図面が出来るのである。

(八巻)



測量風景

第4節 試掘調査(各トレンチの調査概要)

1 昭和63年度 第1トレンチ (1-1)

北側頂上部は概ね南北方向に長軸を有する長方形の郭状の平坦面(北郭)となっており、その一段下位には東・北・西方向に北郭をとりまく腰郭状の平坦面が残在する。腰郭部に北郭の中心から放射状に3本のトレンチを設定し、それぞれ1号・2号・3号トレンチとした。

1号トレンチは幅2m×長さ12mに設定し、発掘トレンチの基部において、トレンチを横断する堀(1号堀)が検出された。幅2.5mを測り、形状は薬研状を呈する。トレンチの先端部においては堀(2号堀)が発掘区を遮断する状態で検出された。

2 昭和63年度 第2トレンチ (1-2)

2号トレンチは2m×15mに設定し、トレンチから表土除去を行い、遺構の検出につとめた。地表面の表土をはがすと、トレンチを横断する堀が2本検出された。北郭に近い堀を1号堀、腰郭縁辺部のものを2号堀とした。

1号堀は幅約3mを測り、その形態は薬研状(薬研堀)である。2号堀は幅約4mを測り、腰郭東コーナー部に対応する堀のコーナー部が検出された。断面形は逆台形状を呈し、下底面は凹凸がみられる。これはいわゆる堀底道と考えられ、堀を掘削するために地山のハードローム(ローム:砂・シルト・粘土がほぼ等量に含まれる風化堆積物)層を掘りこみ、その外側に築き固めた状況が観察された。土墨の痕跡と考えられる。

3 昭和63年度 第3トレンチ (1-3)

3号トレンチは2m×7mに設定し、その中央部を横断する堀(1号堀)を検出した。形状は薬研状を呈し、堀の幅は西に行くにしたがって次第に狭くなり、しばらくすると立ち上がりてしまうものと考えられる。堀南側掘り込み面はローム層をカットして薬造されるが、北側壁は富士黒土層(FB)を突き固めてそのまま土墨とするように構築されていた。

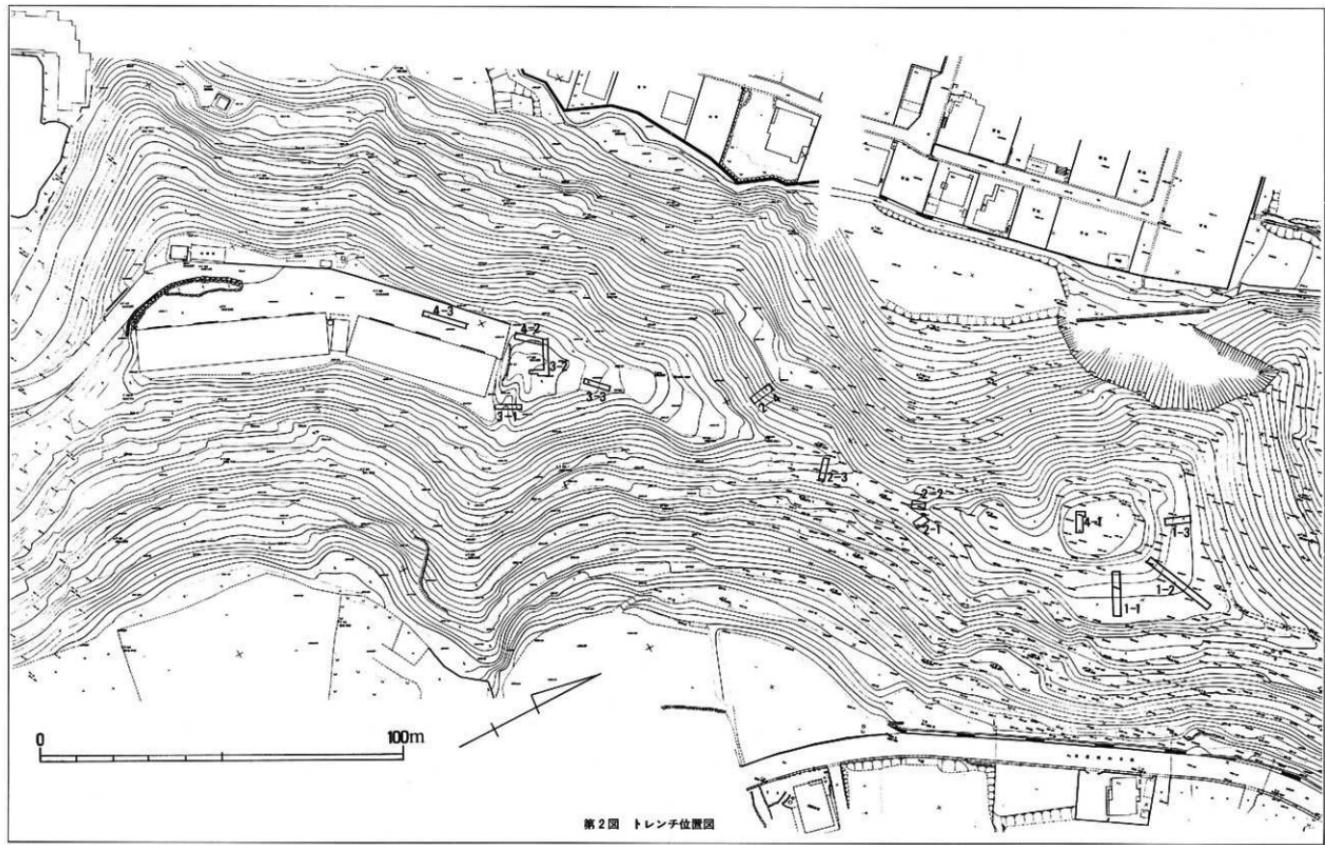
なお、今回の発掘では遺物は出土しなかった。



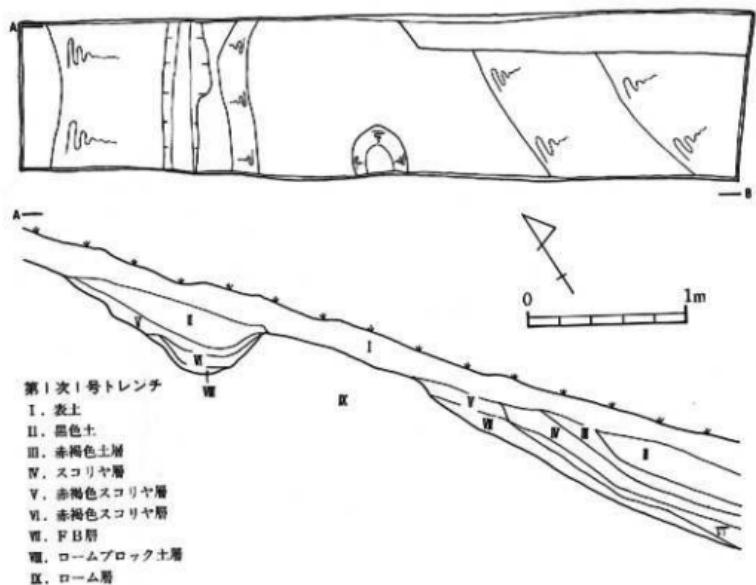
昭和63年度 1-1トレンチ設定状況



昭和63年度 1-2トレンチ



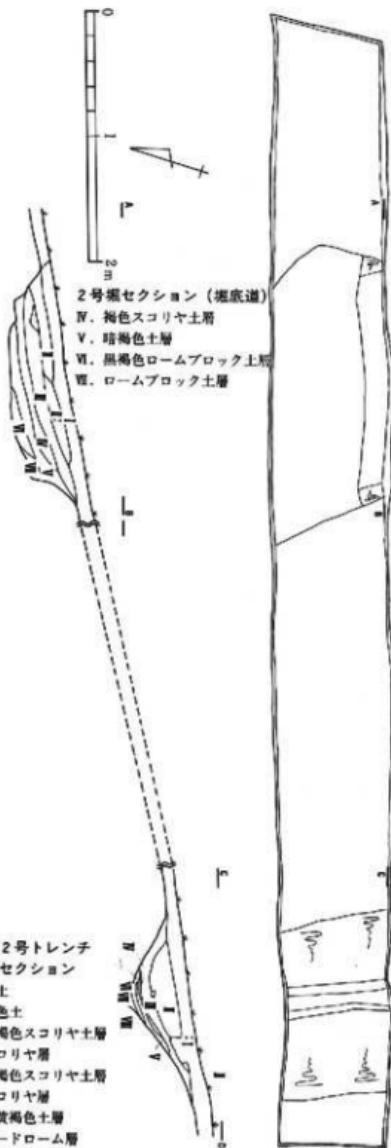
第2図 トレンチ位置図



第3図 昭和63年度 1-1トレンチ実測図



昭和63年度 1-1トレンチ実測状況



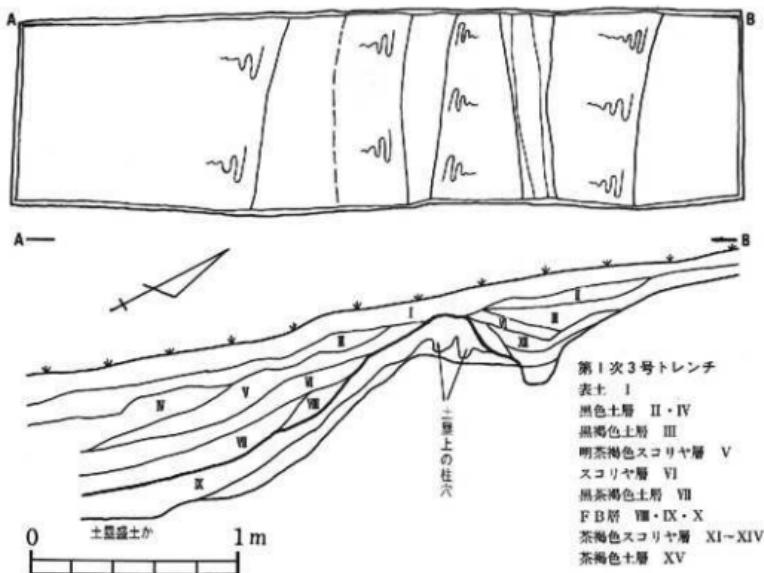
第4図 昭和63年度 1-2トレンチ実測図



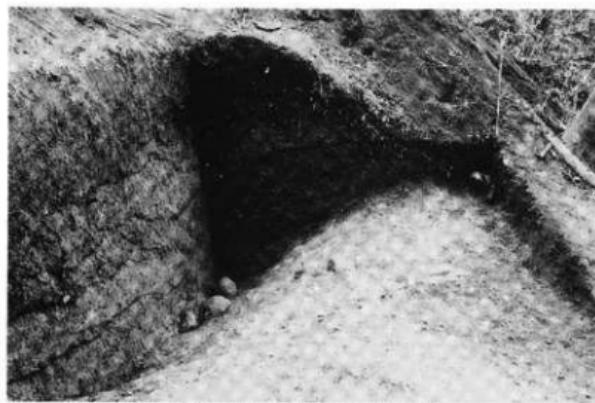
昭和63年度 1-2トレンチ
1号堀完掘状況



昭和63年度 1-3トレンチ
2号堀完掘状況



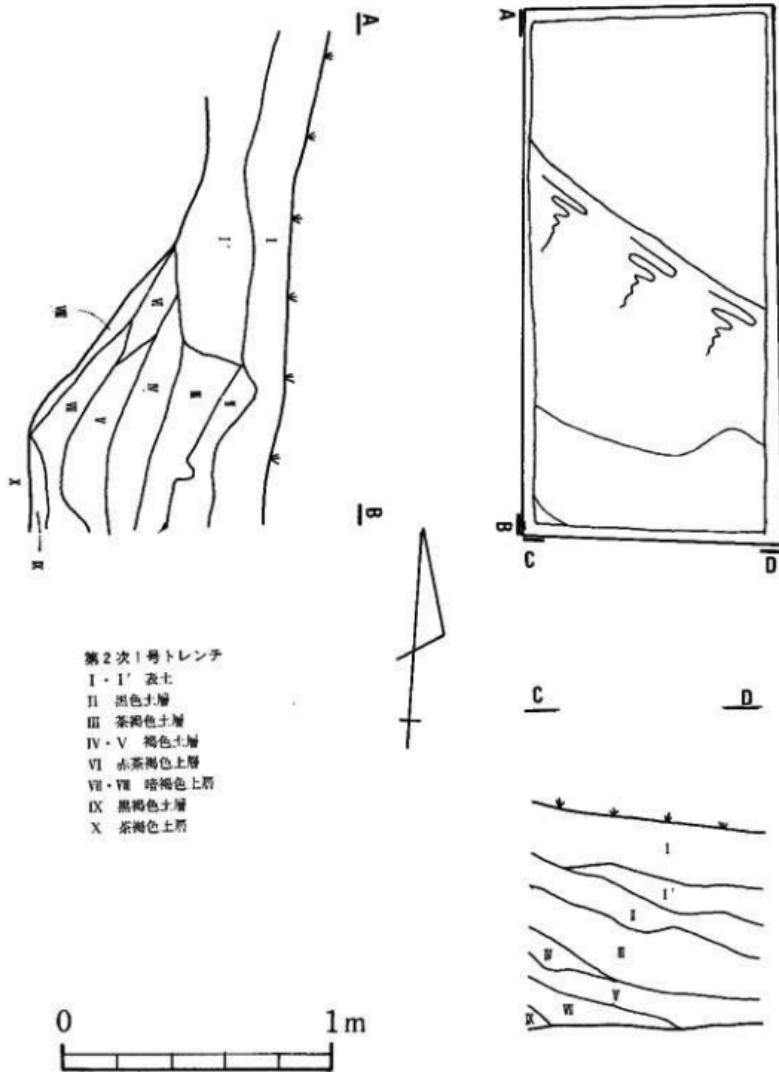
第5図 昭和63年度 第1-3号トレンチ実測図



平成元年度 2-1トレンチ完掘状況

4 平成元年度・ 第1トレンチ (2-1)

城山の北側頂上部（北郭）は南北方向に長軸を有する長方形の平坦面となっており、南側の一段低い腰郭状部から北郭に向かう稜線が上がり坂になる基部付近において、堀切や土橋



第6図 平成元年度 2-1トレンチ実測図

を確認するため、 $2\text{ m} \times 4\text{ m}$ の大きさにトレンチを設けた。

このトレンチにおいては南側に堀状遺構の南側侧面と底部、および北側立ち上がりの一部が確認された。堀の推定幅は3m前後である。

5 平成元年度 第2トレンチ（2-2）

第1トレンチと同じ目的で、近くに $2\text{ m} \times 4\text{ m}$ のトレンチを設定した。このトレンチでは第1トレンチから西に延びる堀とその立ち上がりが検出された。トレンチの西外側には堀の頸部が存在し、堀状遺構と堅壁の間の堀り残し幅約1.5m部分が土橋と考えられる。

6 平成元年度 第3トレンチ（2-3）

このトレンチは南北2か所に頂部を有して連なる城山の、両頂上部中間にあたる鞍部の東側斜面に、帯郭状遺構の構築状況を観察するため、 $2\text{ m} \times 6\text{ m}$ に設定し、城山の基盤である角礫凝灰岩層までトレンチを掘り進め、土層セクションの観察を行った。表土を除去した状態で、トレンチ内では2段の犬走り状の平坦面が検出されたが、あまり明確な遺構とは言えない。その結果、帯郭は現状の雑壠状の畑地・山林の形状が山城造成当時の状況を概ね伝えているものと理解された。山城の両側部斜面は、表土を取り除いた状態が当時の姿といえよう。

7 平成元年度 第4トレンチ（2-4）



平成元年度 2-3トレンチ発掘状況



平成元年度 2-4トレンチ発掘状況

第4トレンチは鞍部の稜線南側で、南側頂上部(南郭)に向かってゆるやかな傾斜が始まる基部の稜線を切断する堀切状の窪地について、その遺構の性格をつかむために2m×8mに設定して、表土の除去を行った。トレンチ南側は基盤の角礫凝灰岩を掘削している。北側は地山のローム層を掘り込んで、幅1.8mあまりの箱形の堀を稜線に直行する形で構築している。

8 平成2年度 第1トレンチ (3-1)

城山の南側頂上部(南郭)は、南北方向に長軸を有する幅の狭い長楕円形の平坦面となっており、北側3分の1あまりの面積を除いて南側はホテル建設のため、造成され、削平されている。

このトレンチは南郭の南側面に観察される堅堀状の窪みの性格を把握するこめ、それを横断するように2m×7mで設定し、当初、長さ4mの範囲で掘り下げを行った。

北側では堀状遺構の表土を除去するとすぐに地山が確認されたが、南側では調査区域内で堀の立ち上がりを検出することができなかつた。そのため、トレンチを7mに延長してさらに掘り下げを行つたが、調査区の南縁部においても堀の立ち上がりを検出するには至らなかつた。

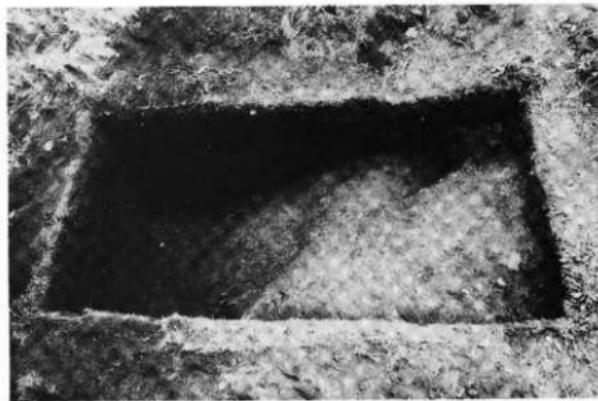
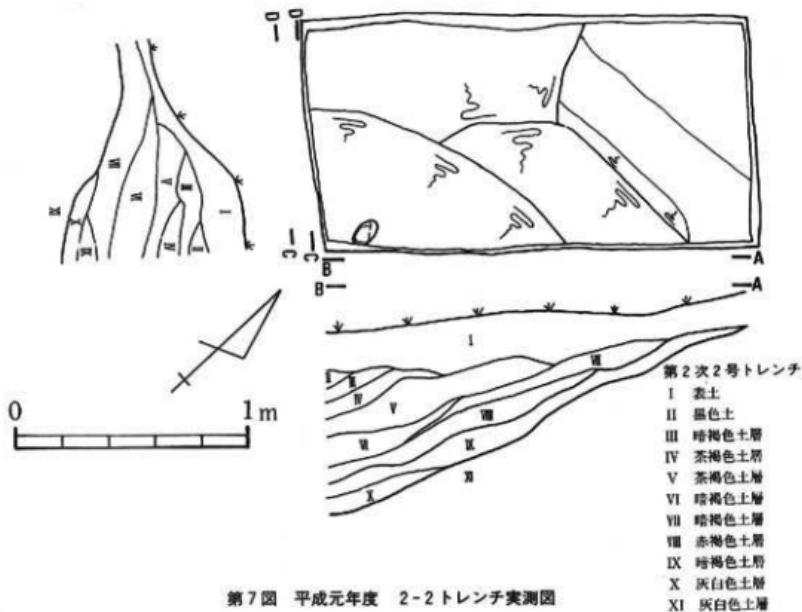
しかしながら、北側掘り込みの途中には犬走り状の平坦面があり、さらにもう一段深く掘られており、斜面部には拳大の河原石が貼られていた。この堀は10mを越える幅を有するものと考えられる。堀の側面に河原石を貼りつけた状況から、この山城の中では最大規模の堀切、尾根切と考えられる。



平成2年度 3-2 トレンチ発掘風景



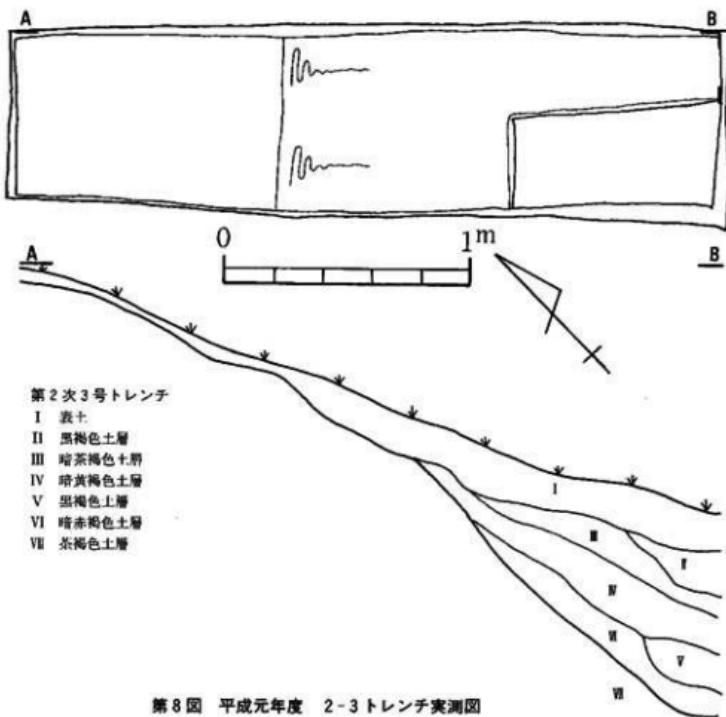
平成2年度 3-3 トレンチ発掘風景



平成元年度 2-2
トレンチ実測状況

9 平成2年度 第2トレンチ（3-2）

このトレンチは、現状は「コ」の字状に土壠状の高みを残す南郭部に南北、東西方向に幅2mで南北3m、東西5mでL字形にトレンチを入れて、地表下の遺構や状況や土壠の基部



第8図 平成元年度 2-3トレンチ実測図

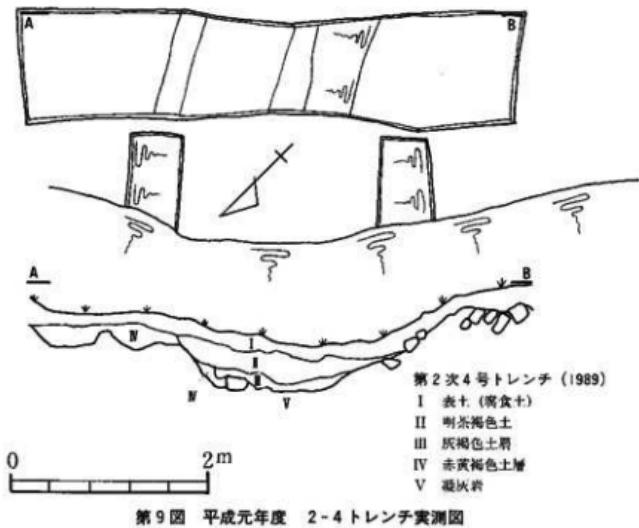
検出につとめた。平坦面を掘り下げると、長軸1m～1.3mほどの楕円形の土坑が確認され、それらの遺構を互層状に覆土が充填していた。土壘の基部は幅40cm前後にハードローム層を掘り残していた。

10 平成2年度 第3トレンチ（3-3）

第2トレンチと同一郭の北東部から一段下位の郭にかけて1m×4mのトレンチを設けて掘り下げを行ったが、東側縁部に平行する歛状の溝（歛状阻塞）が検出された。方形の郭の他の三方向には「コ」の字状の土壘状の高まりが残るが、東縁部はそれらに代わるものとして歛状阻塞が構築されたものと考えられる。

11 平成2年度 第4トレンチ（3-4）

このトレンチは南北両頂部の中間に残る堀切の両側斜面部に、堀が延長されるかどうか確



第9図 平成元年度 2-4トレンチ実測図

認するために、斜面に2m×8mで設定した。発掘の結果、このトレンチでは尾根部の掘り、尾根切から山腹側部に延びないことが確認された。

12 平成3年度 第1トレンチ（4-1）

このトレンチは北郭の頂上に東西6m、南北2mに設定し、遺構の検出につとめた。その結果、柱穴2か所が確認され、トレンチの南側の部分には硬化面がはっきり残っており、炭化物が散っていた。これらのことから、生活に使用された状況が確認された。トレンチの北側では風倒木根があり、それ以外は確認されなかった。

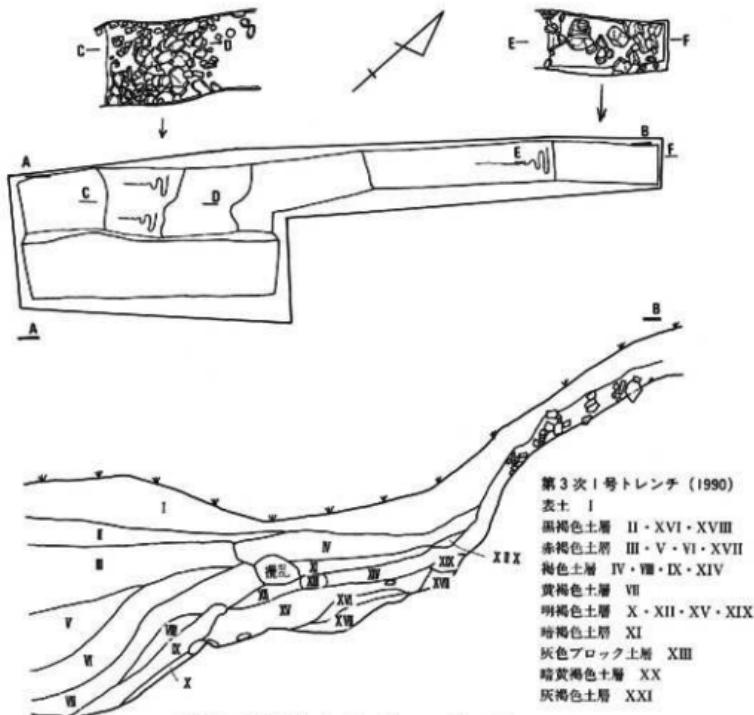
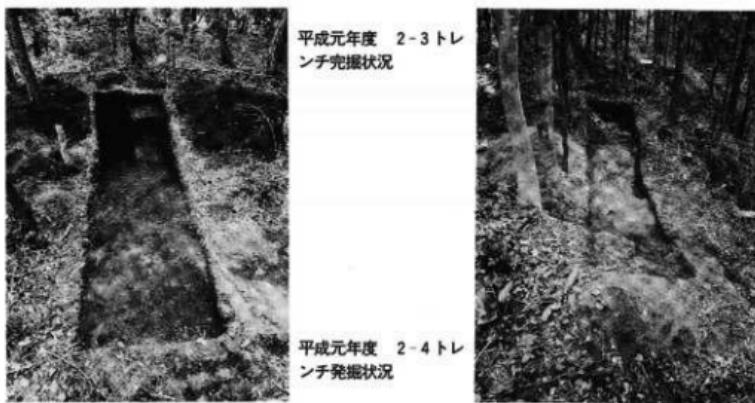
13 平成3年度 第2トレンチ（4-2）

このトレンチは平成2年度調査で確認された東側堀切の、西側に対応するものを見出す目的で東西2m、南北10mを設定し掘ったが、対応する堀切の施設は見当たらなかった。

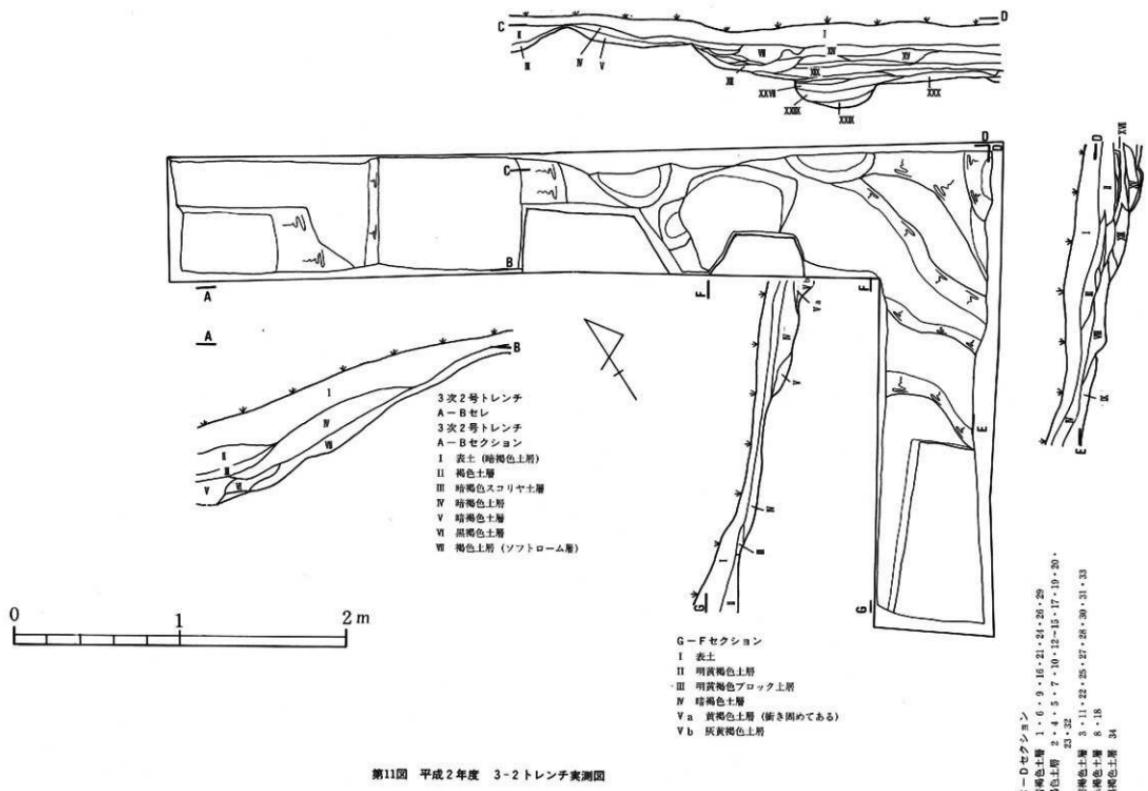
14 平成3年度 第3トレンチ（4-3）

ホテルの北東の西側壁面から5m、北側壁面から10m離れた地点を起点にして、西側に1m、南側に13mと設定し、バックホーで掘った。その結果、遺構は確認されなかったが、ホテル建設造成前の山の地面がどのような状況であったかを把握できた。

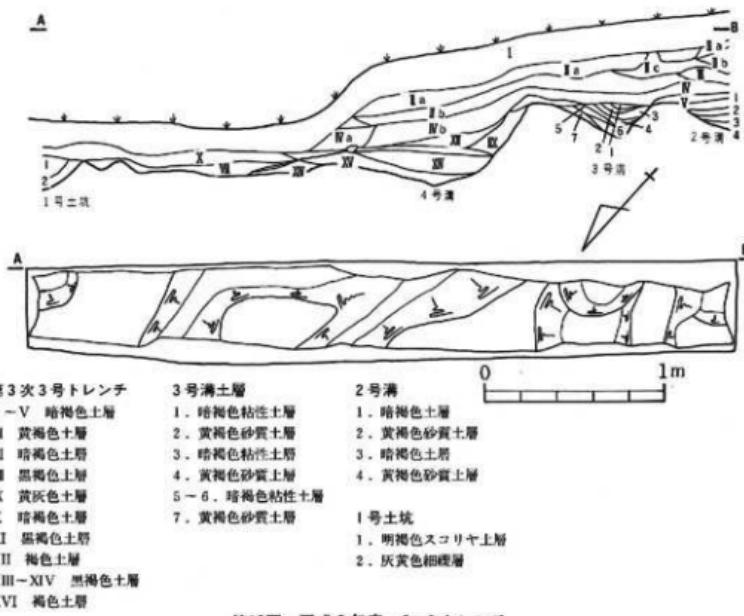
具体的には21mから24mの間ににおいて、スコリア（鉄分を比較的多く含んで黒っぽい色をした軽石）が落ち込んでいることから、かつては谷が入っていたことが確認された。



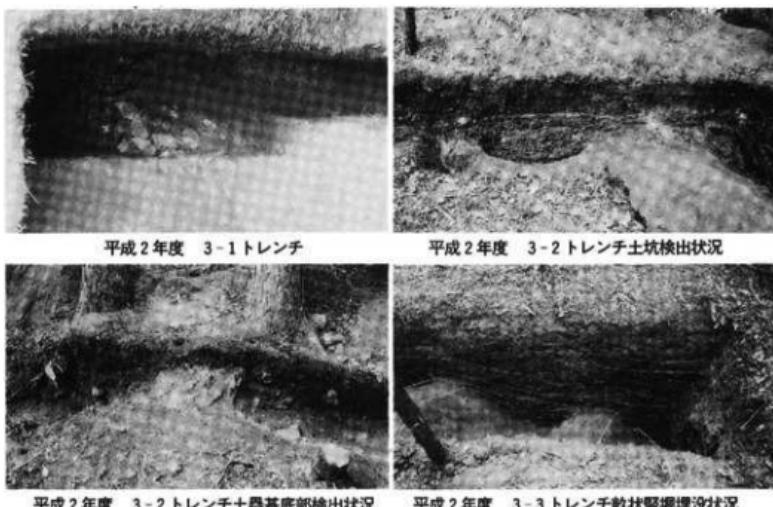
第10図 平成2年度 3-1トレンチ実測図

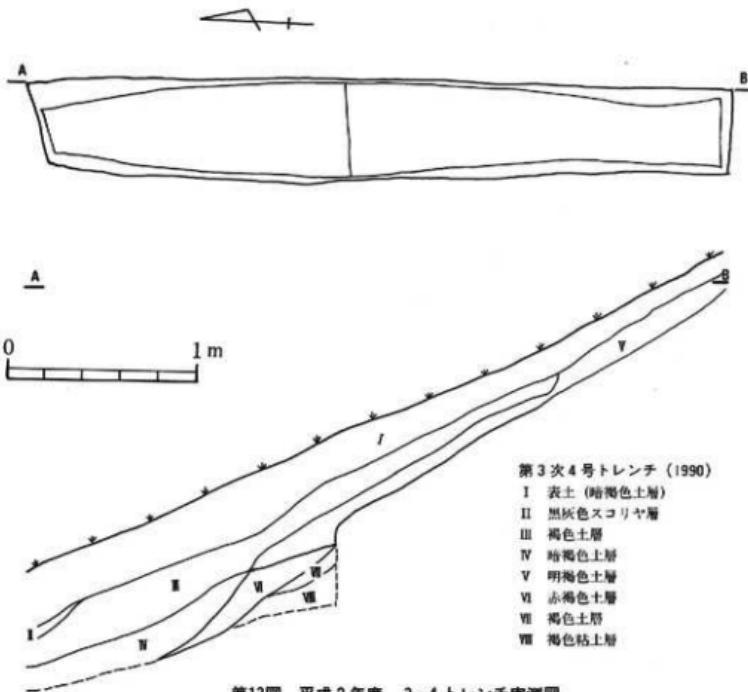


第11図 平成2年度 3-2トレンチ実測図



第12図 平成2年度 3-3トレンチ





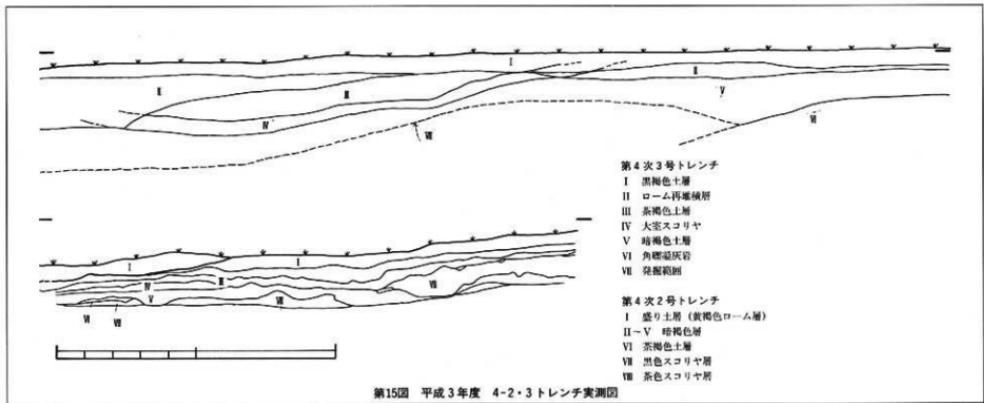
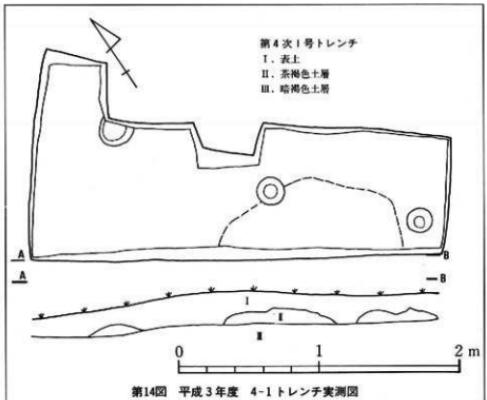
第13図 平成2年度 3-4トレンチ実測図



平成2年度 3-3トレンチ鉛状鉄状堅堀
検出状況



平成2年度 3-3トレンチビット
検出状況





平成 3 年度 4-1 トレンチ発掘風景



平成 3 年度 4-1 トレンチ発掘状況



平成 3 年度 4-3 トレンチ掘削状況



平成 3 年度 現地説明風景



平成 3 年度 4-2 トレンチ発掘状況

第5節 地中レーダー調査

- 1 調査件名 城山地中レーダー探査委託
- 2 調査機関 富士吉田市教育委員会
- 3 調査目的 富士吉田市城山発掘調査に遺構の状況を前もって把握するために、地中レーダーによる探査を行う。
- 4 調査場所 山梨県富士吉田市城山地内
- 5 調査範囲 指定区域、添付図参照
- 6 調査月日 平成3年11月19日から平成3年11月21日
- 7 調査機器 (主使用機) 地中レーダーK S D・3 AM型機 (株式会社光電製作所製)
- 8 調査実施 テラ・インフォメーション・エンジニアリング
- 9 調査機器要旨

地上を移動させるセンサーから、電波(電磁波)を土中に伝播させ、電気的特性のことなる物質との境で発生する反射波を捕らえ、その回帰に要した時間、強さを測定し、カラーモニター上にパターン図として表現する。これをパターンデータといい、このデータ図を、電波の地中における、運動理論と、当該地の地中の特性、状況とを加味し、探査目的を確認し、解析する。これにより地中の状況を知ることが出来る。

電波による地中の探査深度範囲は、土質によって異なり、国内では、普通2mから3mが限度である。
- 10 調査報告書
調査結果報告図参照
 - ・中央建物地点を境に南地区・北地区建物付近を中地区として作図してある。
 - ・順序は、探査順序・データ集にあわせ南地区・北地区・中地区の順である。
 - ・総合図は、各図を縮小して、集めたものを編集してある。
 - ・報告書文は、図及びデータ集の順序に合わせて報告する。
 - ・報告図内のアルファベット記号は、特定の部分を限定するものではない。

南地区

A・B・C地点

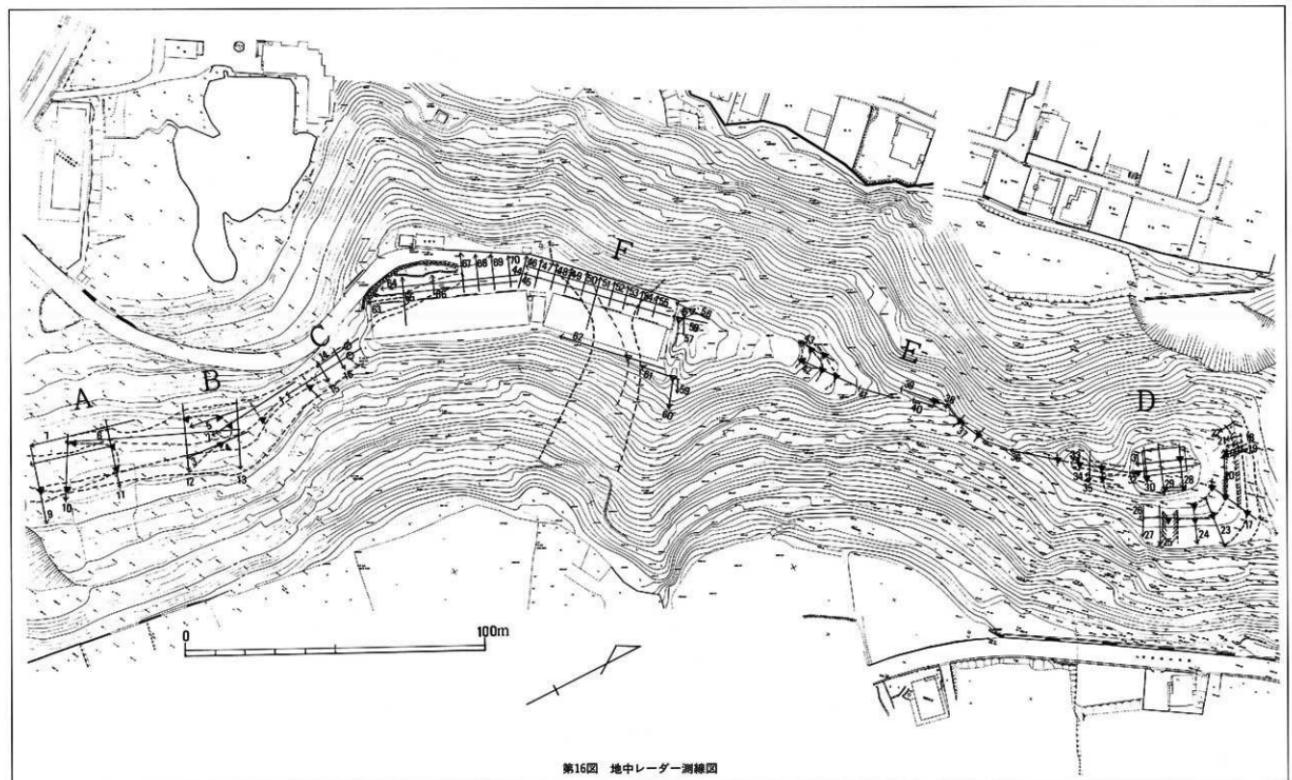
A区域では平坦地区を取り囲むように溝が見られ埋没している。

東西には、傾斜面が2段に見られ、図では、1次面・2次面と区分している。第1次面を埋め込むように第2次面が形成され、ほとんどの第1次面は、反射が弱い。また反射面も安定しない場合が多い。

第2次面は、強い反射面を持ち構造反射面であることを示す。

この第2次面は、第1次面を埋め込むように構造されていることから、第1次面より後にその面積を拡大する目的で形成されたとみる。

第1次面は、地山を元に形成されているとすれば、斜面も極端に形成することは無い。



第16図 地中レーダー測線図

第2次面は、完全な盛り土とすれば、そういうな版築土木を必要とする。

B地点における西側は、大がかりな盛り土構造の中に、溝を形成させている。

C地点では、西側斜面下に、盛り土が顕著に見られる。

A・B・C地点をとうして見ると2段階の造成変化が見られる。

第1次構造面(岡点線)の範囲は狭く、A地区の一部を溝で仕切った後細い嶺を伝わって、北に延びる。

この時点でこの台地の斜面は、一応形成されていたと見られるが、第2次構造面造成時にそのまま使用すれば、滑り面となるので、何らかの破壊処置が無されたものと見られる。これは、第1次面に小規模テラス状の喰い込みが見られるためである。

第2次構造面は、盛土して抜けたもので、現在の地表面直下に存在する。

図中構造推測点線は、斜面発生の位置を表す。

第1次構造斜面は、第2次構造斜面より傾斜が急である。

構造が其盤とする地山の特性によるものか、時代の築城の理由によるものか考察する必要がある。

北地区

D地点

一番高い丘陵部を中心としたとき北側外周の溝は、3本有るものと推測される。

一番内側が推測溝で、丘陵部の下に埋もれている可能性がある。

丘陵部の造成を考慮することによっては、一番外周の溝より古いものとしてみることが出来る。

中間の溝は、比較的狭いが、はっきりとパターンも求められ、周回も範囲も確認できる。

この溝は、北から西に向き、急に浅くなるが、第1次溝と見られる状況も確認できるので、形成や埋没の状況が年代的に異なったと考えられる。

外周には、構造的に作られた溝が見られるがこれは比較的大きく、北東部緩斜面で確認できる。北側斜面には、溝半分のデータが収集でき、外周の溝は、過去に造成斜面の中を大きく西に向かって周回していたものと見る。

作図中丸点で表したのは、その推測範囲である。

北西側と、東側にこれら3本の溝を遮断するように交差する溝が見られる。

東側のものは大きく沢のようにも見られる。

北西側のものは、その断面形態は、凹面状で、中間の溝の薬研形態とも異なる。

丘陵部には、構造物跡状遺構が見られる。これらは、西側に片寄り、東側はあとから造成された可能性が高い。

E地点

細い嶺を通るための通路状の遺構が見られる。斜面では、小テラスになり、それは階段状に解析できる。

T20付近の溝は、土橋として、存在した可能性がある。

中地区

F地点

大きな沢が南北を仕切っていたと見られ、造成工事は、この沢を埋めることから行なわれた模様で、一部に南地区と同じ様な構造斜面のデータが見られる。

またデータの谷地線を東側に延長すると、崩壊地の地形が見られる。

谷は深く曲がっていたと見られ、またこの地区的広場は、丘陵部か、懐道かはっきりしないので、建物を除去した後、充分な調査を要する。

試掘調査された溝周辺では、解析に良好なデータが得られ無かった。

(テラ・インフォメーション・渡辺勝広)



第6節 文献にあらわれる吉田城山

戦国時代の富士北麓地方の諸相を記録した文献として『妙法寺記』『勝山記』の名は広く知られている。その文亀元年（1501）及び永正13・14年（1516・17）の各年の条に吉田城山に関する記述を見いだすことができる。前者は北条氏の、後者も今川氏の甲斐侵攻に関連するもので、双方ともに、甲駿国境に程近く、また甲駿を結ぶ鎌倉往還近傍に位置するという吉田城山の立地を色濃く物語るものである。吉田城山は、確実にこれに比定することができる同時代の文献史料を伴う点からも貴重な遺構と言えよう。なお、本稿では『妙法寺記』の称を用い、引用は同書文政刻版（『富士吉田市史資料叢書』10所収）によった。

また、近世・近現代の地図や文書で吉田城山に触れたものについて、管見の及ぶ限り収集した。さらに参考のため、『富士吉田市史』編纂の過程で採録された富士吉田市新屋地区に伝わる吉田城山に言及した伝承を調査報告書より摘録した。

1. 武田・北条・今川三氏の抗争と吉田城山——『妙法寺記』

○文亀元年（1501）

文亀元^{壬辛}（中略）九月十八日從伊豆國早雲入道甲州へ打入。吉田城山・小倉山両所ニ代ヲ致テ、國中大勢ニ而登門。無弓矢シテ、皆他國へ勢衆十月三日夜散々逃テ皆死。（後略）

北条早雲による甲斐侵攻を伝える記述である。干支が2種書かれるなどこの後数年間については、記述に亂れが見られるが、前後の関係から文亀元年の記述とみなし得る。「代ヲ致テ」の解釈について『富士吉田市史』（資料編2）は、①手の者を置いた、②両所を城とした、の両可能性を指摘する。主体は北条氏である。甲斐進山の拠点となそうとしたのであろう。さて、吉田城山が「吉田城山」とこの段階で呼称されていたことに注目すれば、以前からこの山に何らかの施設が構築されていたことが知られる。

また、北条早雲の甲斐侵攻については、既に『妙法寺記』明応4年（1495）の条に「此年八月、伊豆ヨリ伊勢入道甲州打入、鎌山ニ陣ヲ張タレトモ、和談ニ而引反ス」と見えている。「鎌山」を忍野鎌山とすれば、明応4年段階で吉田の目と鼻の先まで北条氏が進出していたことになる。推断が許されるならば、15世紀末からの甲駿国境の緊張関係の中でこの山が北条氏など外的の侵攻を防ぐべく城地にみたてられ、さらに実際の抗争の舞台となってその施設も充実されていったものと推察されよう。

○永正13年（1516）

永正十三^{丙子}（中略）未タ大井殿ト御星形様ノ取合弥強盛也、駿河ト此國ノ取合未息。（中略）自他国路次堅固ニサガリ未タアカス。（中略）此年極月十六日巳刻、西海右近ト平八迄兄弟三人、大石与五郎殿モ打ル也。去問（小林）宮内丞殿、同廿九日ニ出陳（陣）アル也。其後日々合戦而、地下ハ皆鶴ノ島ニテ越年ス。サレトモ日々合戦ニ吉田ノ城ヲ責ルニ、城方メテヲ取ル。（後略）

○永正14年（1517）

永正十四年（中略）此年正月、小林尾張入道殿荒藏（新倉カ）出陳（陣）シ玉フ。然間正月二日ヨリ城ヲ責ル事強盛ニテ、終ニ正月十二日夜引申候、去間先方ツヒニ切り勝テ、吉田白他同一和ニ定也。（後略）

武田信光（「御屋形様」と大井信達の争いは、大井氏が駿河今川氏を頼ったことから、武田・今川両氏の抗争へと発展した。抗争の舞台は拡大し、今川勢は鎌倉往還を経て、北陸地方へ侵攻した。小林宮内丞、小林尾張など当地方の諸士も武田方に属し、これに対峙したのである。前回の北条早雲同様、侵攻した今川勢は吉田城山を拠点としたのであった。

甲斐武田氏と駿河今川・相模北条両氏との抗争は天文7年（1538）頃まで継続するが、この記事以降吉田城山に関する記述を見いだすことはできない。

2. 武田氏の滅亡と吉田城山——『家忠日記』

○天正10年（1582）8月12日付の条

十二日丁内、（中略）つる（都留）の郡より、伊豆北条新左衛門介、古府中近所迄一くろ（馬）駒へ一備候、古府中留守居衆かけ合、隨一者三百余討取候。

天正10年（1582）3月、武田氏を滅ぼした織田信長は、河尻秀隆に甲斐を委ねた。

しかし、6月本能寺の変により信長が横死し、秀隆も甲府で一揆により殺害されるに及んで甲斐は徳川・北条両氏の争奪の場と化した。天正壬午の戦いである。

徳川氏が河内路、中道往還をそれぞれ北上、西中地方を勢力下に置くと、対する北条氏は北巨摩、そして郡内の両面から国中への侵攻を計った。その模様は徳川家の臣松平家忠の日記『家忠日記』に詳しい。直接吉田城山に言及した箇所はないが、参考に一部を引用した。前掲の記述のように鎌倉往還からは北条氏勝（氏政の甥）が進軍し、黒駒（東八代郡御坂町）で合戦に及んでいる。この際、御坂城が火修築されたことが知られているが、同様に鎌倉往還に位置した吉田城山が合わせて改修されたと考えることもあるが無理ではあるまい。

3. 近世・近代の地誌に見える吉田城山

①『甲斐国志』

○卷35・山川部第16上

一、小倉山 新屋村ノ西南ニアル一孤山ナリ、頂ニ八幡宮ノ小社アリ、周回四五町許、又村東ニ城山アリ、甚小山ナリ、此山ノ東北即古吉田ナリ、元龜三年一村今ノ地ニ移ル、勝山記ノ文龜二年九月十八日北条早雲入道当地ニ打入、吉田ノ城山・小倉山両所ニ陣ヲ張云トアル是也、詳古跡部。

○卷53・古跡部第16上

一、城山 新屋村 村ノ東ニアリ、往還ノ際ヨリ東北ニ差出タルコト三十歩許ノ小丘ナリ、南ハ古吉田ノ地ナリ、村西ニ小倉山アリ、是又四方難レシ小山ナリ、上ニ八幡宮ノ叢祠アリ、遠

ク望メバ両山唯一山ノ如シ、此山人居ノ跡トモ見エズ又烽火台ノ趾ニテモナシ、或云遠山某ガ居趾ナリト云、撞鐘堂山・鐘瀧ハ此ヨリ南四町許ニアリ、勝山記云文亀二壬戌年九月十八日自伊豆国早雲入道甲州へ打入、吉田城山・小倉山両所ニ代ヲ致テ、國中大勢云云トアリ、一吉田ノ城山・小倉山トアルハ、此比マダ新屋村ナラン、皆上吉田ノ地内ナリ一明応ヨリ大永ノ比マデ數度今川・北条乱入セシコトアリ、然レドモ敵勝利ナクイツモ引返ス、蓋シ同中大勢ニテトアレバ、鐘山ノ相岡ノ鐘ヲ聞キ、小山田・小林ハサラナリ、甲府ヨリモ軍勢出デシナルベシ、一、鐘山 忍草村 村ノ西平山ノ尾崎ニアリ、上平祖ニシテ鐘堂ノ礎石存セリ、桂川其麓ヲメグレリ、東ヨリ西ニ流レ、又北ニメグレリ、自然ノ要害ナリ、山甚高カラズ、山足ヲ城ノ腰ト云、西鍾淵ト云處アリ、土人伝云古鐘山鐘此深淵ニ落水底ニ沈デ今ニ存セリトゾ、此鐘古ノ相岡ノ鐘ナラン、

②『山梨県地誌稿』(明治17年)

「南都留郡福地村」「山」の項

小倉山 本村西南約五町ニアリ、樹木繁生、

城山 全方約三町余ニアリ、樹木稀疊ナリ、両山ハ駿州東往還ノ左右ニ特立ス、國史ニ文亀二年九月十八日北条早雲当國ニ打入岡山ニ陣取シ云々、トアリ、

③『南都留郡福地村取調書』(大正5)

「山」の項

小倉山 新屋組ノ西南ニ孤立セル小山ナリ、頂上ニ老松數本アリ、此所ニ八幡宮ノ小祠アリ城山ハ小倉山東南ニアル小山ナリ、

「古蹟」の項

小倉山 北条早雲ノ陣ヲ取リシ所ナリト伝フ、勝山記ノ一節ニ左ノ如ク、文亀二壬戌年九月十八日伊豆ヨリ早雲入道甲州へ打入リ吉田小倉山城山両所ニ城ヲイタス、郡中騒動大勢ニテウラ巻仕候、他国勢矢種ヲキテ十月三日チリ々々ナリ死人不知数、

④『南都留郡誌』(明治42) 山梨県教育会南都留支会編

一、鐘山 忍草平山ノ尾崎ニアリ、桂川其麓ヲ繞リ、西ヲ鐘ケ源ト云フ、鐘ノ沈メル所ナリト、陣鐘ヲ置キシ所ナルコト、古城山ニ同ジ(=古ヘ茲ニ陣鐘ヲ懸ケ、以テ急ヲ報ゼシ所ナリト云フ)

一、城山・小倉山

両山何レモ福地村ニアリ、文亀二年北条早雲甲州へ打チ入りシ時、城塞ヲキシ跡ナルコト勝山記ニ見ユ、

4. 吉田城山にかかる伝承(『新屋の民俗』)

城山(じょうやま)

昔、見張り小屋かなにかあったそうですね。山が高いから、鎌倉街道を敵が来るのを見張っ

たじゃないですか。(小俣正晴=大正4生)

鐘山・鐘懸け松

(富士急) ハイランドの向こうにも鐘懸け松っちゅうがあつただよ。俺らあが小っくい頃はその松は生きてたよ。なんでも十人で手を広げて一べんになるくらい。

そこの鐘懸け松で、ここ(鐘山)で(鐘を)突いたやつが、歩いて飛んで行かなくも、これがむこう(赤坂・鐘懸け松)へ聞けるら。赤坂で鐘が聞ければ、またあそこで鐘を突けて、それを御坂の頭で聞けば、へえ、御坂の頭まで行けば甲府が見えるから、甲府へ通牒する。すると籠坂から、鐘山、籠山から鐘懸け松、それから御坂の頂上っちゅう、鐘で送ったちゅうだ。それだから釣鐘の鐘っちゅう訳だ。鐘山の鐘は。(小俣八重吉=明治35生)

鐘突き堂・鐘懸け松

郷土館の横の滝の上の方に、ちょっとした小高い平らなところがあるですよ。そこに昔鐘突き堂があったなんちゅうことを言うですよ。鐘突き堂ちゅうはね、昔戦国時代に武田と北条が戦った場合に、合図にそこに鐘をおいて、いくつになればどうだとか、敵が来たとか来ないとか、そういうことがあったわけです。で、その向こうの間になる、すぐ手前が、わしらの子供の頃は鐘懸け松っちゅうがあったです。それで突いて信号で音を送ったわけだね。甲府の方へずっと。甲府がほれ、武田の本陣だ。(遠山政澄=明治35生) (堀内 亨)

第7節 吉田城山と小倉山の関係について

本城は甲斐から駿河へ通ずる古代からの官道である籠坂峠道を押さえる目的で築城された境目の城であるが、同時に中世の吉田を守る拠点でもあった。さらに戦国時代後半には烽火台としての機能も有する多目的の城郭であった。この城の多目的な機能を可能にしたのは、富士山麓を南東から北に斜めに走る道を南北に遮断するように小倉山から北に細長く伸びるこの山の地形である。籠坂峠を越えて甲斐に入る鎌倉往還は富士を西に仰ぎながら梨ヶ原を北西に進んで、檜丸尾の裾を東に迂回する。ここには、桂川をはさんで東に忍野の鐘山(鐘突堂山)がある。これを東に臨みながら北西に進むと城山の東にいたる。そこには、南北2塁に及ぶ小倉山から続く尾根が屏風のように立ちはだかっているのである。この北半分が吉田城山である。この長い尾根が低くなる尾根の中間点である現在の新屋を北西に下がるのが旧往還であった。つまり、鎌倉往還は広々とした富士山の東山麓を北西に進んでくると、溶岩地帯である檜丸尾と小倉山に西進を阻まれ、東へは桂川をはさんで忍野の鐘突堂山、北へは吉田城山に行く手を阻まれて、城山と小倉山の中間の尾根を越える以外に北進することはできないのである。

このような地理的環境から、城郭としての十分な伝承が遺されていない小倉山にも、何等かの遺構が存在したことは、想像にかたくない。今日小倉山の山中にも多くの小さな平坦地が認められる。これらの平坦地は、戦後まで畠として耕作されていたようであるが、耕地となる以前に城郭遺構ではなかったかと考える必要は十分あると言えよう。

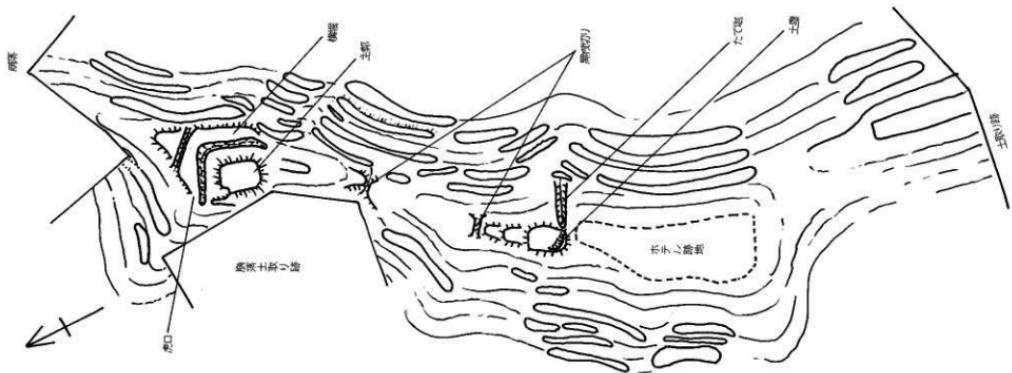
今後、このような視点にたった小倉山の考古学的調査が必要となるであろう。 (八巻)



第17図 下吉田村普請ヶ所繪図（部分・渡辺茂家所蔵文書）



第18図 富士山切替山畠繪図（渡辺哲夫家所蔵文書）



第19図 吉田城山概念図 (1/2000) (八巻作図)

第3章 総 括

城山の活用

(1) 城山の歴史的価値

すでに第2章第4節で述べられているように、「妙法寺記」・「勝山記」に見られる、文亀元年（1501）の吉田城山の記事は、県内でも文献に現れた城郭の史料とすれば、最も古いものと考えられる。当時の文献上での記述が現実の遺跡と結び付いて、その歴史的な価値が明らかになることは珍しい。「甲斐国志」などに見られる多くの城・館跡は、当時の伝承や文献からの推定に基づくものが多く、考古学的に確定されたものは少ない。その点、「妙法寺記」は信憑性の高い文献であり、しかも「吉田城山・小倉山」の2箇所の地名が現地名と一致し、発掘調査によっても遺構が残っていたところに、歴史的な価値が高く評価される。文献上からは、当初は一時的な城であったことが窺えるが、甲斐・駿河国境に近いという地理的な位置からすれば、軍事的に極めて重要な場所であったことが想定できる。つまり、甲斐の中世史を語る時に欠くべからざる史跡と言えよう。

(2) 城山の保存とその意義

今回の調査によって、全山に城としての遺構（郭・堀など）が残されていることが明らかとなった吉田城山は、かつて、「甲斐国志」に「此山人居ノ跡トモ見エス、又、烽火台の跡ニテモナシ」と記述されたことから、その歴史的価値は低く見られてきた。国道138号両側の削平や中央部のホテル建設などは、過去の歴史研究者からも、史跡として評価されることが少なかったことに起因する開発行為に他ならない。これは、旧来よりの「甲斐国志」絶対主義とも言うべき、育信にちかい歴史観があったことが原因であろう。また、一般社会において、武田信玄時代あるいは江戸時代の城郭が《城》のすべて、という観念が強く、それ以外の《城》は歴史的価値のない物という通念にも災いされたのであろう。さらには、城跡がかけがえのない文化財であり、埋蔵文化財包蔵地の一つとして文化財保護法の下に保護されていることも、あまりに周知されていないようである。

このようなことは富士吉田市内だけではなく、全国各地を初め県内においても開発が進む一方という深刻な現状があり、宅地造成・公園造成や建物建設・土採取のほか、道路や遊歩道などで壊された城・砦・烽火台・館なども枚挙に暇がない。

一方、昭和45年（1970）ごろから国指定史跡の甲府市武田氏館跡では、開発の停止と保存用地買収が開始され、昭和48年（1973）に始まる勝沼町勝沼氏館跡の発掘調査では、その重要性から今日では買収・整備が行なわれて史跡公園となっている。また、塩山市於曾屋敷も公共施設建設からの破壊を免れた例であるが、武田氏館跡・勝沼氏館跡をはじめ、大泉村谷戸城や小淵沢町笹尾城などのように保存や整備が行なわれ、その歴史的な位置を後世に伝えることのできる城跡は、余りにも少ない。

近年の傾向ではあるが、全国各地において、中近世の城・砦の保存や地域起こしと銘打つて、実は史実に基づかない近世の天守閣を建設したり、天守閣風の建物を建てて観光の目玉とする試みも見られる。これらは史跡の破壊だけでなく、地域の歴史空間や文化的な破壊となっており、有識者や住民の批判も多い。

このような過去の教訓を学べば、歴史的価値の高い《吉田城山》を、過去の良くない例と同じように消滅させてはならないのである。では、どのようにすれば《吉田城山》を富士吉田市に残された貴重な文化・歴史遺産として保存できるであろうか。

幸いなことに、歴史地名としての《城山・小倉山》は、現在の地名として保存され、そのエリアは地籍図上や地図上に明瞭に残されている。まず初めに地名変更などによって、消滅したり変更されないようにしなくてはならない。

また、市街化されつつある周辺地域から、一段突出している吉田城山は、富士吉田市の特徴ある景観であり、ランドマークとも言うことができる。即ち、このランドマークの上に立つと、市街化し乾燥化しつつある都市部に、郷土の歴史風土だけでなく、緑に溢れた自然環境、さらには市街地を形成する富士溶岩流の雄大な自然史を学ぶことができる。近くにある富士吉田市歴史民俗博物館と連携すると、この地は郷土を理解し、保存し、歴史文化を継承するための生きた拠点となるのではなかろうか。

(3) 城山の活用の試案

歴史遺産としての《吉田城山》保存は、過去の遺跡を現状のまま保存することであってはならない。市民に親しまれ、活用されてこそ本来の保存ということができよう。そのためには、当面《史跡公園》として保存整備するのが、最も有効な方向であると考えられる。

その実現には次のような措置が必要であろう。

① 開発可能地域と保存整備地域の設定

城山として将来にわたり保存して行く地域と、城山の保存のために、市民に親しみやすく利用できる地域とを区域設定し、目的に合わせて整備して行く必要がある。

- (A) 開発可能地域A—国道138号両側の既に削平されている地域。ただし、危険地域としての安全対策地域または活用地域のための駐車場や便益施設として位置づけた場合は、これを優先する。

- (B) 開発可能地域B—城山頂上部で既にホテル建設によって造成された地域。

中世の城にふさわしい施設・説明板・展望施設などの設置。

- (C) 保存整備地域—遺構がほぼ完全に残っている地域は、遺構の保存状態によって現状保存や復原整備を図る。また、城全体の理解のために遊歩道の設置・説明板設置をはじめ、城の各施設を理解するために、当時の施設（櫓・あづまや・櫓・堀など）の復元が必要であろう。

② このためには、次のような実務的な作業が必要となろう。

- (A) 市または県の史跡指定

保存すべき地区を確定し、地権者の指定承諾を得る。承諾が得られない場合、または請

求があった場合には、計画的に公有地化を図ることも検討する。

(B) 必要地区の公有化

公有化は市民・県民が保存活用すべき文化財として、指定された史跡のうち、保存整備の必要な箇所について公有化する。

☆計画策定までは現況保存を原則とするが、樹木の伐採をはじめ土砂崩落防止措置など、土地所有者の生活や市民生活上止むを得ない事業については許可する必要がある。

(C) 整備計画の策定

地権者・地元自治会・文化財関係者・市役所が一体となって、歴史文化公園としての「保存・整備・管理計画」の策定を行う。

(D) 整備方針

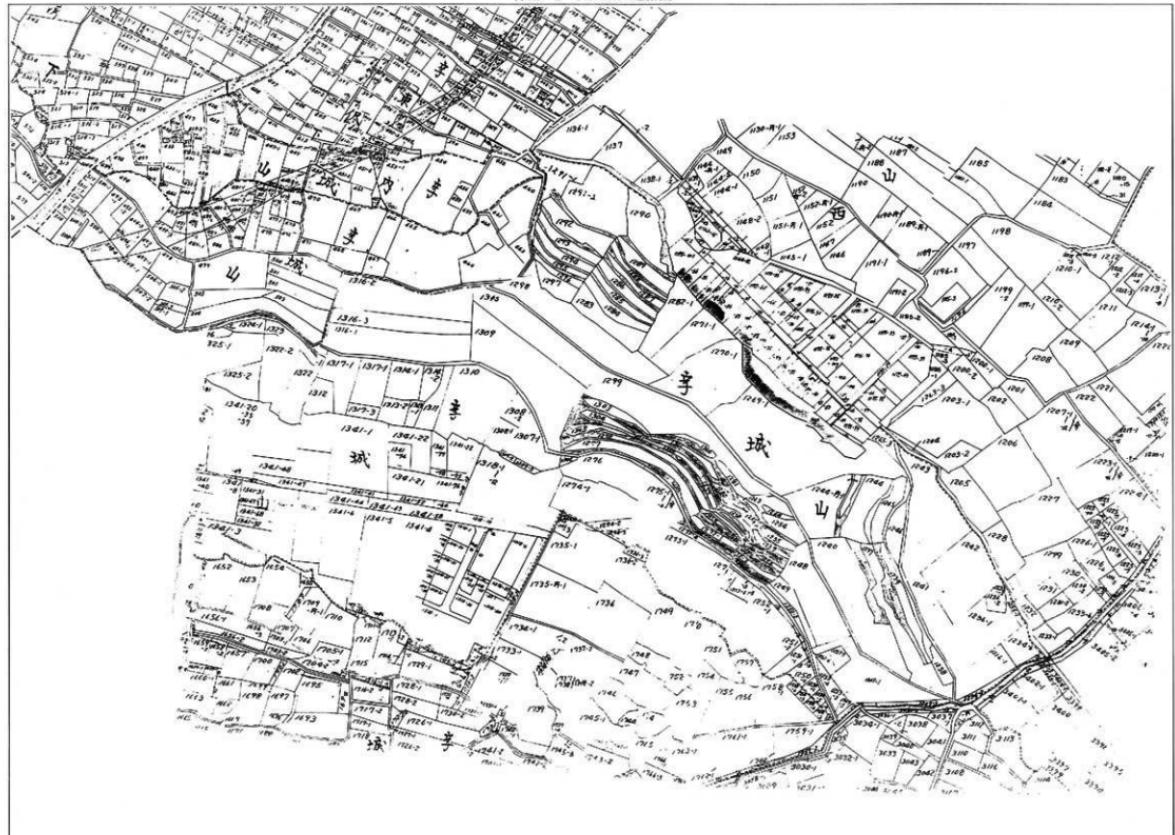
整備は発掘調査に基づく城の復原・保全を最優先とし、現在の自然環境の保存、見学者が安全に散策することができる遊歩道・街灯、その他施設の整備。

(E) 城山にかかるイベント

- a P R のための祭り、《甲斐・駿河》シンポジウム、各種イベントの開催
- b 関係都市（小田原市・韮山町など）との友好交流締結・交流
- c その他 鎌倉街道マラソン・鎌倉街道シンポジウムなど

市内唯一の掛け替えのない史跡『吉田城山』を保存し、歴史・自然・地域文化を理解するために、史跡公園として活用することは、現代に生きる者の役目ではなかろうか。 （末木）

付図 1 吉田城山地籍図



第20図 吉田城山地籍図

付編 2 吉田城山地番・地目一覧

(平成5年1月1日現在)

大字・字	地番	地目	地積(m ²)	大字・字	地番	地目	地積(m ²)
上吉田字城山	1234- 1	田	619	上吉田字城山	1264	烟	105
	1234- 4	宅地	408,06		1265- 1	烟	300
	1235- 1	烟	32		1265- 3	烟	254
	1235- 2	雜穀地	89		1269- 1	原野	3,847
	1236- 1	田	2,025		1270- 1	山林	2,409
	1236- 2	雜穀地	165		1271- 1	山林	426
	1237	山林	1,130		1272- 1	烟	436
	1238	山林	89		1272- 2	烟	436
	1239	山林	327		1277	烟	694
	1240	山林	1,256		1278	烟	396
	1241	田	532		1279	山林	72
	1242	田	2,366		1280	山林	33
	1243	田	2,631		1281	山林	46
	1244	山林	545		1282- 1	山林	1,071
	1244-内1	山林	846		1283	山林	99
	1245	烟	505		1284	山林	99
	1246	烟	300		1285	山林	99
	1247- 1	山林	769		1286	山林	99
	1247- 6	宅地	132,35		1287	山林	99
	1247- 7	山林	942		1288	山林	99
	1248	山林	2,254		1289	山林	122
	1249- 1	山林	277		1290	田	823
	1253- 5	山林	173		1291- 1	烟	611
	1253- 6	山林	157		1291- 2	烟	1,785
	1254	烟	519		1292	山林	409
	1255	原野	595		1293	山林	340
	1256	烟	52		1294	山林	337
	1257	烟	79		1295	山林	271
	1258	烟	317		1296	山林	271
	1259	烟	36		1297	山林	271
	1260	烟	66		1298	山林	1,920
	1261	烟	39		1299	山林	2,578
	1262	烟	19		1300	山林	92
	1263	烟	119		1301	山林	132

大字・字	地番	地目	地積(m ²)	大字・字	地番	地目	地積(m ²)
上吉田字城山	1302	山林	254	新屋字城山	486	烟	142
	1303	山林	102		487- 1	烟	66
	1304	山林	26		488- 1	烟	49
	1305	烟	29		489- 1	宅地	280,99
	1309	山林	2,280		490- 1	宅地	29,00
	1315	山林	846		491- 1	宅地	23,00
	1316- 1	烟	1,613		492 1	宅地	112,39
	1316- 2	烟	1,613		492- 2	烟	13
	1316- 3	烟	1,086		493- 1	烟	112
	460	山林	826		494	烟	842
新屋字城山	461	山林	119		495- 1	田	396
	462	山林	644		495- 2	田	201
	463	山林	142		496- 1	烟	36
	464	山林	925		496- 3	烟	135
	465	山林	2,406		497- 1	烟	221
	466	山林	578		498- 1	烟	251
	467	山林	168		498- 2	雜地	148
	468	山林	423		499- 1	烟	698
	469	山林	1,071		499- 2	烟	719
	470- 1	山林	801		500	烟	714
	470 2	山林	11		501	烟	357
	471	山林	191		502	烟	380
	472	烟	383		503	烟	370
	473	宅地	211,00		504- 1	山林	921
	474	宅地	244,00		505	烟	393
	475- 1	烟	105		506- 1	烟	170
	476- 1	山林	102		506 2	烟	314
	477- 1	山林	238		507- 1	烟	157
	478	烟	76		507- 2	烟	257
	479 1	山林	234		507- 3	烟	96
	480- 1	山林	3,30		508- 1	烟	620
	481- 1	山林	85		508- 2	烟	42
	482- 1	烟	52		508- 3	烟	406
	483- 1	烟	23		509- 1	宅地	155,37
	484- 1	烟	46		509- 2	宅地	334,21
	485	烟	204		509 3	宅地	66,11

大字・字	地番	地目	地積 (m ²)	大字・字	地番	地目	地積 (m ²)
新屋字城山	509- 4	宅地	39.66	新星字城山	511- 2	宅地	112.39
	510	宅地	277.68		511- 3	宅地	122.31
	511- 1	宅地	89.25		512	宅地	62.80

富士吉田市文化財調査報告書第2集

吉田城山調査報告

印 刷 1995年3月24日

発 行 1995年3月24日

編 集 富士吉田市教育委員会

発 行 富士吉田市教育委員会

印 刷 株式会社きょうせい

